

名古屋市公報	令和 6年 3月13日 第244号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(子青・総務課) (第 7号)	5
○ 名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・デジタル改革推進課) (第 8号)	6
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第 9号)	8
○ 名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第10号)	10
告	示	
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第103号)	12
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第104号)	14
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第105号)	15
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課) (第106号)	17
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第107号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第108号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第109号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第110号)	28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課) (第111号)	30
○ 道路法による違法物件の除却公告	(緑土・道路管理課) (第112号)	31
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第113号)	32

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第114号)	33
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第115号)	34
○ 名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第116号)	36
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課)	(第117号)	37
○ 名古屋市瑞穂児童館の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第118号)	38
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課)	(第119号)	39

選挙管理委員会告示

○ 各種直接請求等に必要な数について	(第 1号)	41
--------------------	--------	----

人事委員会規則

○ 名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(第 3号)	43
------------------------------	--------	----

人事委員会達

○ 事務局長以下代決規程の一部改正	(第 1号)	45
○ 事務局職員の名札着用に関する規程及び名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第 2号)	47

上下水道局告示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第 5号)	50
----------------------	--------	----

交通局管理規程

○ 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正	(第 5号)	55
------------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(経済・地域商業課)	57
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	58
○ 令和 6年度名古屋市職員職務経験者採用試験公告	(人事・任用課)	61

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 7号）

- 1 内容

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 5年名古屋市条例第18号）の施行期日を令和 6年 4月 1日と定めるものです。

- 名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

- 1 改正内容

(1) 電子署名の定義についての整理に伴い、地方公共団体組織認証基盤の職責証明書に基づく電子署名の該当性を明確にするため、規定の整備を行います。（第 2条関係）

(2) 電子証明書の利用についての整理に伴い、署名用電子証明書を利用するため、規定の整備を行います。（第 4条第 2項、第10条関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を改正する規則（第 9号）

- 1 改正内容

施設使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。（第22条関係）

- 2 施行期日

令和 6年 4月 1日

- 名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（第10号）

- 1 改正内容

(1) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

(2) 介護療養型医療施設に係る経過措置の有効期間の満了に伴い、様式を改めます。（第23号様式関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和 5年名古屋市条例第18号）の施行期日は、令和 6年 4月 1日とする。

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 8 号

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則（令和 3 年名古屋市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第 4 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書第10条中「（同条の表第 1 号下欄イ及び第 5 号を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 9号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1項第 2号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同号カ
中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号
中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第 2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行
される登録者証

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則第22条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施

行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市生活保護法施行細則（昭和44年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項の表中

「
法第26条第 1項
」を「
法第26条
」に改

める。

第23号様式中

「		「	
☐ 地域密着型介護 老人福祉施設 ☐ 介護老人福祉施 設 ☐ 介護老人保健施 設 ☐ 介護医療院 ☐ 介護療養型医療 施設	を	☐ 地域密着型介護 老人福祉施設 ☐ 介護老人福祉施 設 ☐ 介護老人保健施 設 ☐ 介護医療院	に改める。
」		」	

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。ただし、第 3条第 1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市生活保護法施行細則の規定に基づいて交付されている介護券で現に効力を有するものは、そのものの有効期間に限り、この規則による改正後の名古屋市生活保護法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市告示第 103号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区新木町68番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 104号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市熱田区桜田町2001番の一部、2002番 1の一部、2002番 2の一部、2003番の一部及び2009番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

シアン化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 105 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 3 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

緑区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
4 月 12 日（金）	大高小学校（正門：体育館テラス）
4 月 16 日（火）	徳重小学校（正門：玄関）
4 月 22 日（月）	鎌倉台中学校（正門：玄関）
4 月 24 日（水）	滝ノ水小学校（給食搬入用門：特別活動室）
5 月 9 日（木）	長根台小学校（正門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 106号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
ガーデンプラザ（荒子川公園）

- 2 変更内容

令和 6年 4月 1日（月）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 107号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 供用時間を変更する日

令和 6年 3月10日

2 有料公園施設の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設 の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川 公園）	午後 3時から午後 9時まで
白川前駐車場 （若宮大通公 園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時ま で（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあっ ては、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時か ら午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午 前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 108号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
中日調剤薬局星ヶ丘店	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地 の 1	令和 6年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 109号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		有限会社ジ・ジ・ジ
介護事業者の所在地		名古屋市千種区観月町 2丁目59番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所 F i v e D o c k
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区山添町 1丁目43番地の 2
	新	名古屋市千種区観月町 2丁目59番地
変更年月日		令和 4年 6月18日

介護事業者の名称		株式会社愛護館
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2
	新	名古屋市北区志賀南通 2丁目 4番地の 1
介護事業所の名称		愛護ヘルパー事業所

介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区水草町 2丁目60番地の 2
	新	名古屋市北区志賀南通 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		令和 5年 1月26日

介護事業者の名称		合同会社おおきに
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市西区大野木五丁目 156番地の 2
介護事業所の名称		訪問介護事業所またあした
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市西区大野木五丁目 156番地の 2
変 更 年 月 日		令和 5年 9月18日

介護事業者の名称		株式会社ハートフル
介護事業者の所在地		名古屋市中区松原二丁目20番16号
介護事業所の名称		訪問介護ステーションハートフル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区松原二丁目 1番22号
	新	名古屋市中区松原三丁目 3番 1号
変 更 年 月 日		令和 6年 1月 1日

介護事業者の名称		A S M I L株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
介護事業所の名称	旧	A S M I L W E L L C A R E
	新	アスミルウェルケア
介護事業所の所在地		名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
変 更 年 月 日		平成28年12月 1日

介護事業者の名称		A S M I L株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
	新	名古屋市中川区東春田三丁目 153番地

介護事業所の名称		アスミルウェルケア
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
	新	名古屋市中川区東春田三丁目 153番地
変更年月日		令和 5年10月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	医療法人社団明照会千種さわやかクリニック
	新	千種さわやかクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
変更年月日		令和 6年 1月 4日

介護事業者の名称		株式会社ハートフル
介護事業者の所在地		名古屋市中区松原二丁目20番16号
介護事業所の名称		訪問看護ステーションハートフル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区松原二丁目 1番22号
	新	名古屋市中区松原三丁目 3番 1号
変更年月日		令和 6年 1月 1日

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1
変更年月日		令和 5年10月 1日

介護事業所の名称		ふかや腎泌尿器科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45
	新	名古屋市緑区東陵 901番地
変更年月日		令和 5年10月14日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	医療法人社団明照会千種さわやかクリニック
	新	千種さわやかクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 4日	

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地	名古屋市中区昭和区広路町字石坂 2番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

介護事業所の名称	ふかや腎泌尿器科クリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45
	新	名古屋市緑区東陵 901番地
変 更 年 月 日	令和 5年10月14日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	大杉すこやか薬局
	新	あいち薬局大杉
介護事業所の所在地	名古屋市北区大杉三丁目15番 3号	
変 更 年 月 日	令和 6年 3月 1日	

介護事業所の名称	旧	医療法人社団明照会千種さわやかクリニック
	新	千種さわやかクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 4日	

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地	名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1	

変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日
-----------	-------------

介護事業所の名称	旧	名南すこやか薬局
	新	あいち薬局柴田
介護事業所の所在地		名古屋市南区三吉町 5丁目33番地
変 更 年 月 日	令和 6年 3月 1日	

介護事業所の名称	旧	コスモス薬局大高南店
	新	コスモス調剤薬局大高南店
介護事業所の所在地		名古屋市緑区森の里一丁目96番地の 3
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

介護事業所の名称		ふかや腎泌尿器科クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45
	新	名古屋市緑区東陵 901番地
変 更 年 月 日	令和 5年10月14日	

介護事業所の名称	旧	医療法人社団明照会トータルサポートクリニック
	新	トータルサポートクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市名東区引山二丁目 110番地
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 4日	

5 通所介護

介護事業者の名称		ケー・エー・ワークス株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中村区日ノ宮町 3丁目68番地
介護事業所の名称		デイサービス松岡三代目
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区京田町 3丁目29番地
	新	名古屋市中村区日ノ宮町 3丁目68番地
変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日	

6 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	医療法人社団明照会千種さわやかクリニック
	新	千種さわやかクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
変 更 年 月 日		令和 6年 1月 4日

7 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社サルバーレ
介護事業者の所在地		名古屋市中村区竹橋町25番19号
介護事業所の名称		サルバーレ居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区竹橋町25番19号
	新	名古屋市中村区竹橋町25番22号
変 更 年 月 日		令和 6年 1月 1日

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称		有限会社トーキング
介護事業者の所在地		名古屋市中村区本星崎町字町 518番地の 2
介護事業所の名称		定期巡回・随時対応型訪問介護看護トーキング
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区柵下町 1丁目 2番地
	新	名古屋市中村区松城町 1丁目35番地の 1
変 更 年 月 日		令和 5年10月 1日

9 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		合同会社おおきに
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中村区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市中村区大野木五丁目 156番地の 2
介護事業所の名称		訪問介護事業所またあした
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市中村区大野木五丁目 156番地の 2

変 更 年 月 日	令和 5年 9月18日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	A S M I L 株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	A S M I L W E L L C A R E
	新	アスミルウェルケア
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地	
変 更 年 月 日	平成28年12月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	A S M I L 株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
	新	名古屋市中川区東春田三丁目 153番地
介 護 事 業 所 の 名 称	アスミルウェルケア	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区中島新町一丁目1220番地
	新	名古屋市中川区東春田三丁目 153番地
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

10 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社おおきに	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市中区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市中区大野木五丁目 156番地の 2
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護事業所またあした	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中区成願寺二丁目 2番15号
	新	名古屋市中区大野木五丁目 156番地の 2
変 更 年 月 日	令和 5年 9月18日	

11 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	ケー・エー・ワークス株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区日ノ宮町 3丁目68番地	

介護事業所の名称		デイサービス松岡三代目
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区京田町 3丁目29番地
	新	名古屋市中村区日ノ宮町 3丁目68番地
変更年月日		令和 5年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 110号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
訪問介護事業所微笑	名古屋市中区丸の内三丁目20番 5号	令和 5年 11月30日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
池下えぐちクリニック	名古屋市千種区池下二丁目 1番 8号	令和 5年 11月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
たまみず薬局	名古屋市千種区内山二丁目 8番 6号	令和 5年 8月31日
合資会社ナガ井薬局	名古屋市西区那古野二丁目16番13号	令和 5年 10月 1日

4 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
デイサービスセンターそ れいゆ	名古屋市名東区梅森坂三丁目5201番 地	令和 5年 12月 1日

5 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
オーネストひびの大宝指 定居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区大宝一丁目 1番 3号	令和 5年 12月 1日
もみの木ケアプラン	名古屋市中川区長良町 3丁目 7番地 の 2	令和 6年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 111号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 6年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
中日調剤薬局熱田店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地の 3	令和 5年 11月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 112 号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180 号）第32条第 1 項及び第43条の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の物件の所有者は、令和 6 年 3 月21日までにこの物件を撤去してください。この期限までに撤去しない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が物件の所有者等の負担において除却処分します。

所 在 地	種 類	寸法・規格等
中区上前津二丁目 401 番 地先道路	買い物カート及び ワイヤー錠	高さ 1.0 メートル 幅 0.5 メートル 長さ 0.8 メートル

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 113号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区長戸井町 1丁目21番 3の一部、 2丁目27番の一部及び 3丁目46番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 114号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第55号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市守山区苗代一丁目 401番 1及び 401番 2

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 115号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 6年 3月23日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用 する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 7時から 午後 9時30分まで

する場合を除く。)		
-----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 116号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第
62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変
更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区金山二 丁目15番16号 名古屋市住宅都市局 都市整備部緑都市整 備事務所	名古屋都市計画道路事業 3・4・173号大高町線	平成22年 9月17日から 令和 9年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 6年 3月 7日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を
定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 117号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 6年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
庭園（徳川園）	名古屋市東区徳川町1017番地 公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館 館長 徳 川 義 崇

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 118号

名古屋市瑞穂児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 6年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市瑞穂児童館

2 臨時に開館する日

令和 6年 3月20日（水）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 119 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成21年名古屋市告示第41号等の一部を次のように改正します。

令和 6 年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 平成21年名古屋市告示第41号

表中

「

社会福祉法人名北福社会	名古屋市北区御成通 3 丁目20番地の 4
-------------	-----------------------

」

を

「

社会福祉法人名北福社会	名古屋市北区上飯田南町 5 丁目53番地
-------------	----------------------

」

に改める。

2 平成30年名古屋市告示第 249 号

表中

「

特定非営利活動法人 からし種	名古屋市瑞穂区堀田通 8 丁目 8 番地の 1
-------------------	----------------------------

を

」

「

特定非営利活動法人 からし種	名古屋市港区辰巳町 5 番 7 号
-------------------	----------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和6年3月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 加藤 倫子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,772 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,073 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,753 人	熱 田 区	18,312 人
東 区	22,820 人	中 川 区	59,678 人
北 区	45,126 人	港 区	38,085 人
西 区	41,198 人	南 区	36,530 人
中 村 区	38,134 人	守 山 区	47,513 人
中 区	26,378 人	緑 区	66,909 人
昭 和 区	28,654 人	名 東 区	43,318 人
瑞 穂 区	29,801 人	天 白 区	43,323 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,764 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 7 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第 3 号

名古屋市人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 審査課の項第 6 号中「給与」を「給与等」に改める。

第 2 条 及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条 課に次の組織を置く。

審査課

課長補佐（庶務・調査）

課長補佐（審査）

任用課

課長補佐（任用）

課長補佐（任用に係る企画調整）

課長補佐（試験）

課長補佐（人材確保）

前項の課における庶務及び経理に関する事務は、当該課の長が特に指定する場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。

第3条 削除

第4条第1項中「と認める」を削り、「前条」を「第1条」に改め、「、臨時に分掌事務若しくは分担事項を変更し、又は分掌外若しくは分担外の」を削り、「命ずる」を「処理させる」に改め、同条第2項を削る。

第5条第2項中「、係に係長」を削り、同条第4項中「係長」を「課長補佐」に改め、同条第6項中「係」を「課」に改め、同条第5項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会達第1号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月7日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、事務局長、次長、課長及び係長（主査を含む。以下「係長」という。）の代決事項を定めることとする。 （事務局長代決事項） 第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （1）～（12）（略） （13）<u>係長昇任選考及び係長転任試験</u>に関すること（医事職以外の職種に係る実施要綱及び合格者の決定を除く。）。 （14）<u>医事職の係長採用選考及び医事職への係長転任承認</u>に関すること。 （15）～（18）（略） （19）<u>名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）第1条第3項の規定による旅費の金額及び支給方法の決定</u>に関すること。 （20）（略）	（趣旨） 第1条 この規程は、事務局長、次長、課長及び課長補佐の代決事項を定めることとする。 （事務局長代決事項） 第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （1）～（12）（略） （13）<u>主任転任試験に関すること（実施要綱及び合格者の決定を除く。）。</u> （14）<u>課長補佐昇任選考及び課長補佐転任試験</u>に関すること（医事職以外の職種に係る実施要綱及び合格者の決定を除く。）。 （15）<u>医事職の課長補佐採用選考及び医事職への課長補佐転任承認</u>に関すること。 （16）～（19）（略） （20）（略）

(21) <u>職の設置及び廃止に関すること（ 休職処分を受けた職員又は育児休業 の承認を得た職員を他の職に異動さ せる必要があるために臨時的に設け る職に限る。）。</u> <u>(22)・(23)</u> （略） 2 （略） （<u>係長</u>共通代決事項） 第5条 <u>係長</u>の共通代決事項は、別表に定 める<u>係長</u>共通の代決区分に属する事項と する。 （臨時代決） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 <u>係長</u>に事故があるとき、又は<u>係長</u>が欠 けたときは、<u>係長</u>の代決事項について、 主管の課長が代決することができる。 5 （略） （異例又は特に重要な事項の処理） 第7条 この規程に定める事項であって も、異例、特に重要又は解釈上疑義があ ると認められるものは、事務局長の代決 事項については委員会の議決、課長及び <u>係長</u>の代決事項については上司の決裁を 経なければならない。	<u>(21)・(22)</u> （略） 2 （略） （<u>課長補佐</u>共通代決事項） 第5条 <u>課長補佐</u>の共通代決事項は、別表 に定める<u>課長補佐</u>共通の代決区分に属す る事項とする。 （臨時代決） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 <u>課長補佐</u>に事故があるとき、又は<u>課長 補佐</u>が欠けたときは、<u>課長補佐</u>の代決事 項について、主管の課長が代決すること ができる。 5 （略） （異例又は特に重要な事項の処理） 第7条 この規程に定める事項であって も、異例、特に重要又は解釈上疑義があ ると認められるものは、事務局長の代決 事項については委員会の議決、課長及び <u>課長補佐</u>の代決事項については上司の決 裁を経なければならない。
--	--

別表中「係長」を「課長補佐」に改める。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会達第2号

人事委員会事務局

事務局職員の名札着用に関する規程及び名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月7日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

(事務局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第1条 事務局職員の名札着用に関する規程(昭和51年名古屋市人事委員会達第2号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
人事委員会事務局職員の名札着用に関しては、職員の名札着用に関する規程(昭和51年名古屋市達第3号)を準用する。この場合において、同規程第2条第4号中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第3条中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第4条第1項ただし書中「所属長(局区室(局又は区に属する室を除く。))の長をいう。以下同じ。)」とあるのは「事務局長」と、同項第4号中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第5条第2項中「所属長」とあるのは「事務局長」と、同規程第6条中「所属長」とあるのは「事務局長」と、同規程第7条中「総務局長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。	人事委員会事務局職員の名札着用に関しては、職員の名札着用に関する規程(昭和51年名古屋市達第3号)を準用する。この場合において、同規程第2条第4号中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第3条中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第4条第1項ただし書中「所属長(局区室(局に属する室を除く。))の長をいう。以下同じ。)」とあるのは「事務局長」と、同項第4号中「総務局長」とあるのは「事務局長」と、同規程第5条第2項中「所属長」とあるのは「事務局長」と、同規程第6条中「所属長」とあるのは「事務局長」と、同規程第7条中「総務局長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市人事委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（行政文書の閲覧区分） 第9条 （略） 2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>係内又は回議者のみ</u>としなければならない。 第11条 （略） 2 <u>課の庶務を担当する係の長</u>（これに準ずる者を含む。<u>第15条第1項第2号及び第27条において同じ。</u>）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。 （課における文書の収受） 第15条 前条の規定により配布された文書は、<u>課の庶務を担当する係</u>において、<u>次の各号に定める</u>手続により処理しなければならない。 (1) (略) (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに<u>課の庶務を担当する係の長</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。 (3) (略) 2 (略) （浄書及び照合） 第27条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>係の長</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。	（行政文書の閲覧区分） 第9条 （略） 2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>回議者のみ</u>としなければならない。 第11条 （略） 2 <u>庶務担当の課長補佐</u>（これに準ずる者を含む。<u>以下同じ。</u>）は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。 （課における文書の収受） 第15条 前条の規定により配布された文書は、<u>所管課</u>において、<u>次に定める</u>手続により処理しなければならない。 (1) (略) (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに<u>庶務担当の課長補佐</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。 (3) (略) 2 (略) （浄書及び照合） 第27条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>課長補佐</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければならない。

別表第 1 中「係の分掌事務又は」を削る。

附 則

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年3月29日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和6年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富田町	千音寺・上屋敷 千音寺・三反田 千音寺・中地 千音寺・東五反田	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
守山区	青山台		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	瀬古東三丁目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

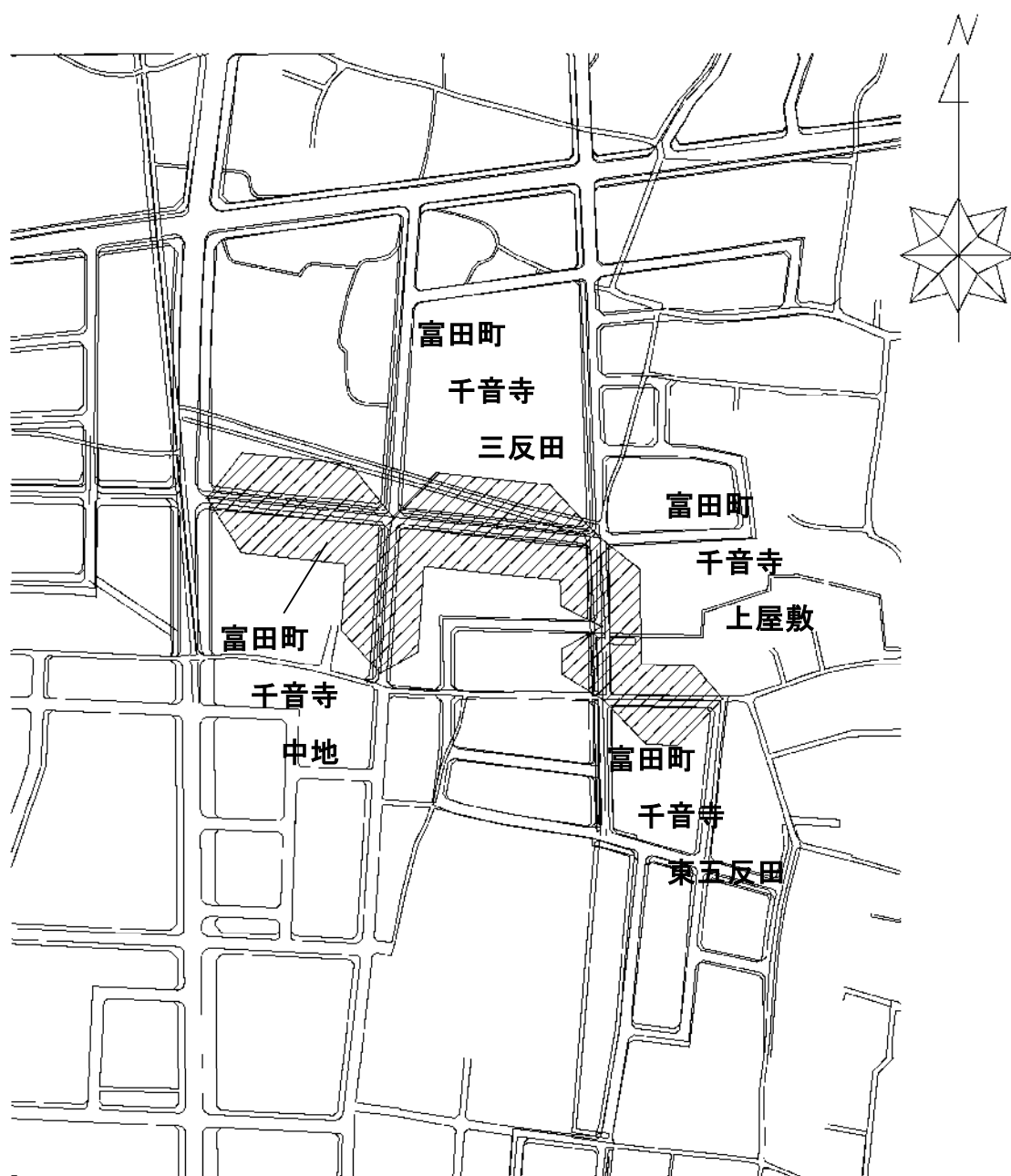
4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区 守山区（瀬古東三丁目）
-----	-----------------

分 流 式	守山区（青山台）
-------	----------

排水施設の位置図

中川区（合流式）

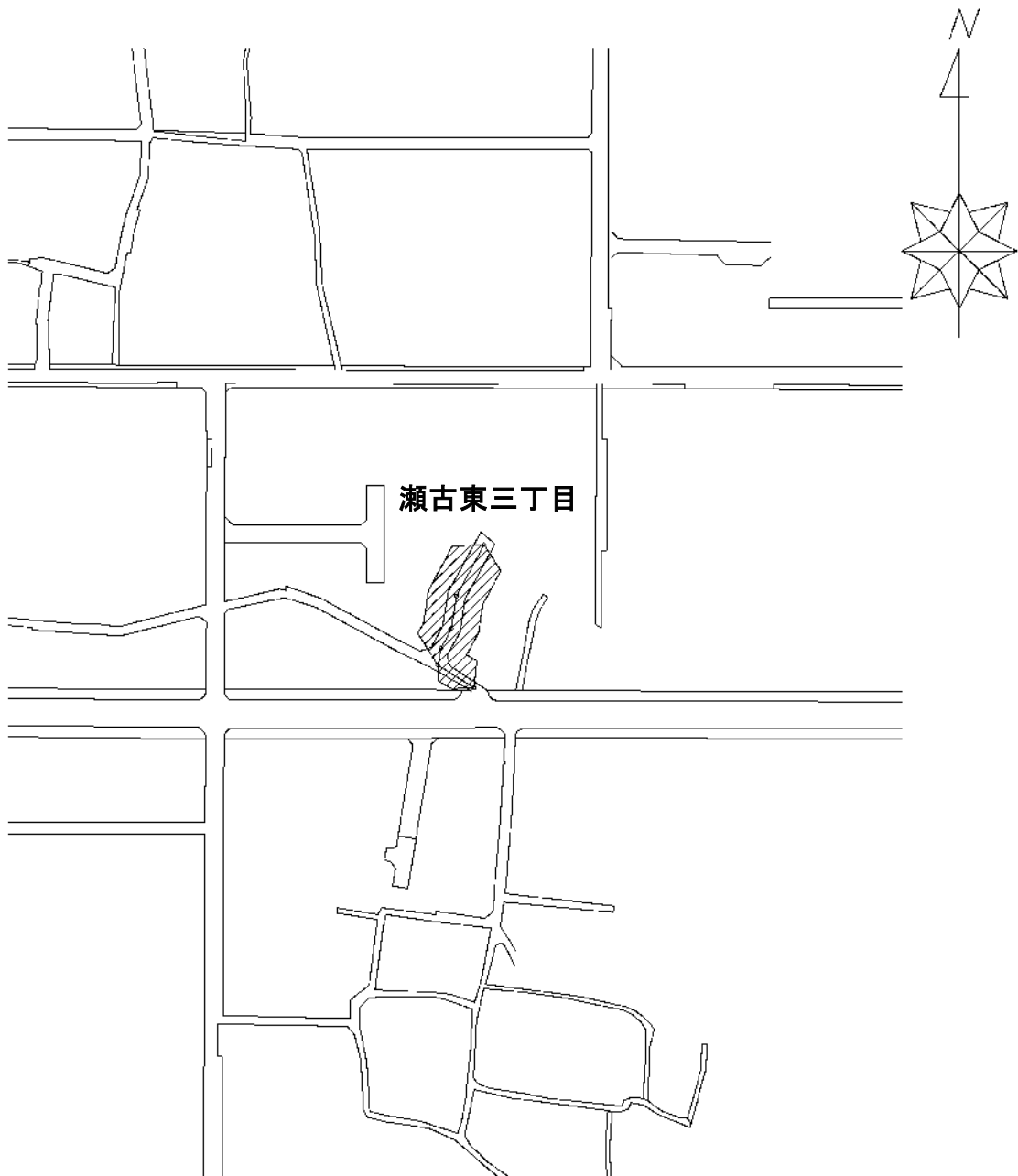


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（合流式）

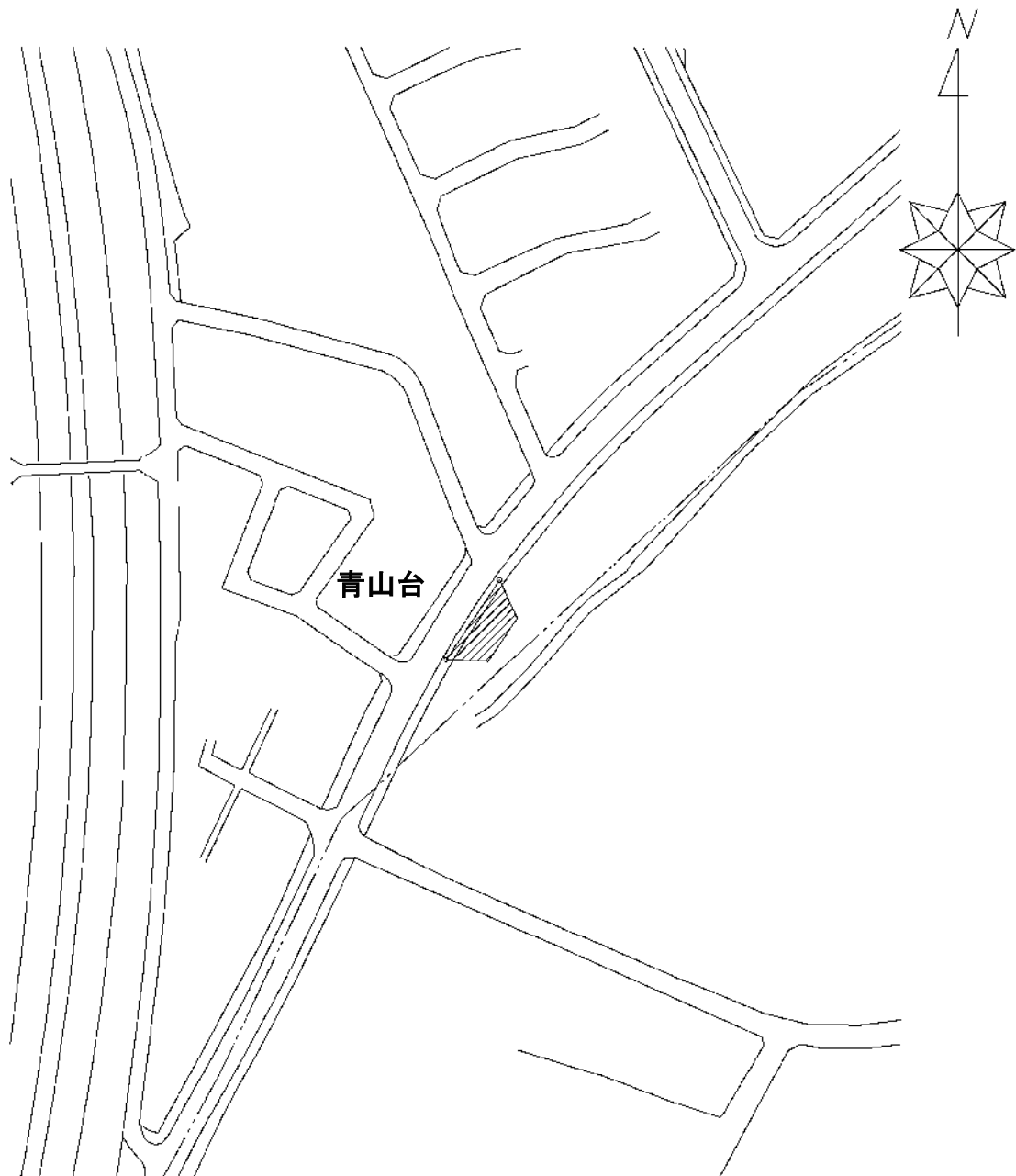


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

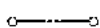
守山区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市界

名古屋市交通局管理規程第5号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第27条の2を削る。

第28条第2項中「第27条第4号」を「前条第4号」に改める。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第39条の2を削る。

第40条中「第39条」を「前条」に改める。

(連絡運輸規程の一部改正)

第3条 連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の5に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級と記載されているものに限る。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、付添人と同行するもの及びその付添人

第17条の6第1項に次の1号を加える。

- (4) 前条第4号に定める者は、精神障害者保健福祉手帳

第17条の6の2ただし書中「高速電車線と」の次に「名鉄線又は」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 第 17 条の 5 第 4 号に定める者

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 16 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン今池店
名古屋市千種区今池五丁目13番26号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
8,884平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 6年 3月 1日
- 5 廃止する理由
店舗建替えのため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月6日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D名古屋瀬古東店

名古屋市守山区瀬古東三丁目1154番地 ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前		変更後	
名 称	所在地	名 称	所在地
クリエイトエス・ディー名古屋瀬古東店	名古屋市守山区瀬古東三丁目1154番地 外13筆	クリエイトS・D名古屋瀬古東店	名古屋市守山区瀬古東三丁目1154番地 ほか13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2	変更なし	代表取締役 瀧屋 幸彦	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所

㈱クリエイ トエス・デ ィー	代表取締役 廣瀬 泰三	横浜市青葉 区荏田西二 丁目 3番地 2	変更なし	代表取締役 瀧屋 幸彦	変更なし
----------------------	----------------	-------------------------------	------	----------------	------

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 5年 9月 1日
- (2) 店舗の所在地については、令和 6年 1月 4日
- (3) 設置者及び小売業者については、令和 5年 9月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、店舗名称を統一するため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 6年 1月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月 6日から同年 7月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月 8日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 6 年度名古屋市職員職務経験者採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 3 月 8 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴 木 典 行



令和6年度

名古屋市職員採用試験案内 (職務経験者(年度途中採用)) 「土木・建築・機械・電気」

【申込期間】

3月8日(金)から3月25日(月)までの申込完了分有効

令和6年3月8日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

なお、第1次試験の職務能力試験は特別な対策が必要ない試験問題です。

注意事項

- ・ 本試験に合格された方は**原則として令和6年9月採用**です。

● 募集内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
技 術	土 木	10名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	建 築	15名程度	
	機 械	5名程度	
	電 気	10名程度	

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<お問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



● 受験資格

次の(1)～(5)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和38年（1963年）4月2日から平成5年（1993年）4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成26年3月1日から令和6年2月29日まで）中に、職務経験※が通算5年以上ある方。
ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

※ 通算可能な職務経験について

- ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。
- ・対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

試験区分	職務経験
土 木・建 築	各試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機 械・電 気	各試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験

（注）3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（建築区分のみ）（基準日：令和6年2月29日）

基準日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方

（注）第2次試験で、「建築」区分は一級建築士免許証明書（**原本**）を提示していただきます。

(4) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

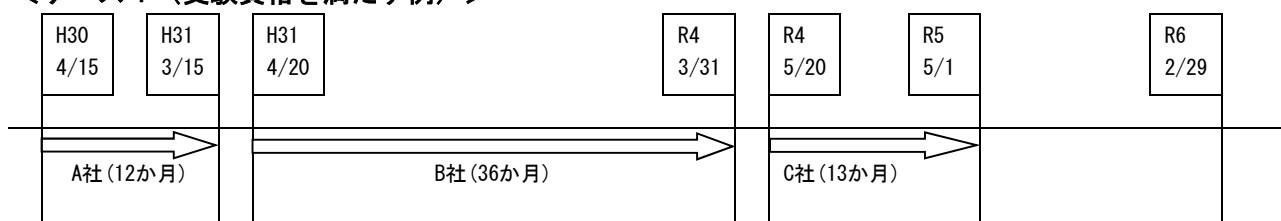
ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

～職務経験期間の計算方法について～

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)

<ケース1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 か月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 か月 (3 年) 継続して就業しているので、受験資格を満たす。

→ (通算可能) → (通算不可)

<ケース2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57か月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間の職務経験なので平成26年3月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が12か月 (1 年) 未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24か月は通算しないので、職務経験は36か月 (3 年) となります。(3 年継続は満たす。)

労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和6年3月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

● **試験の日程等** （注）試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	3月8日(金)～3月25日(月)
受験票発行	4月12日(金)
受験教室のお知らせ	4月19日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	4月21日(日) 着席 午前9時00分 終了予定 午後0時00分頃〈昼休憩なし〉 ・第1次試験会場は、市内の大学を予定しております。 詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、5ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	5月9日(木)
第2次試験 (個別面接・プレゼンテーション)	6月8日(土)、9日(日)のうち1日
最終合格者発表	6月26日(水)

（注） 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

＜合格者発表について＞

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月15日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

イ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

＜面接の日程について＞

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。

● 試験方法

(1) 合格者の決定方法

- 各段階の合格者は、第1次試験以降各段階の全ての得点を合計して決定します。（ただし、職務能力試験は除く。）
- 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- 試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。なお、第1次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を欠席したものとみなします。

(2) 試験の内容、出題分野

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

段階	試験科目	試験の内容	配点
第1次試験	職務能力試験 (60分)	公務員として必要な基礎的な能力をみる試験（択一式） （論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解） 〈60問必須解答〉	(注)
第2次試験	個別面接	個別面接	720点
	プレゼンテーション	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力を、名古屋市職員としてどう活かしていくかについての発表及びその内容をふまえた個別面接	1,680点
	論文試験 (60分)	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験 《 4月21日（日）実施 》	600点

(注) 職務能力試験は、職務遂行に必要な基礎的な能力を判定するものです。

● 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。申込内容を変更する場合は、以前の申し込みを確実に取り下げてから改めて申し込んでください。複数の申し込みを確認した場合は、最初の申し込みを有効とします。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Reader等が必要となります。 ・ インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。 ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票及び写真票兼承諾書の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/)」をご覧ください。	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	3月8日（金）から3月25日（月）までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込方法	① 名古屋市電子申請サービス(https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya)にアクセスしてください。（右の二次元コードからもアクセスできます。） ② キーワード検索で、「職務経験者採用試験」と検索してください。 ③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。 申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は忘れないようにしてください。 使用したログイン方法等につきましては、当人事委員会事務局では一切わかりません。 	
受験票等の発行 4/12～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	・ 4月12日（金）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） ・ 4月16日（火）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 4/21	受験票及び 写真票兼承諾書の 提示	・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

● 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

● 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、**原則として令和6年9月**です。ただし、組織の状況によっては令和6年8月採用となる場合もあります。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、職種によって必要とされる免許等の資格が採用時に有効でない場合は、採用されません。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

● 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

閲覧できる人	内容	期間	方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	合格発表日当日からその翌月同日 まで（ただし、最終日が閉庁日の場 合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目 1番1号)において、下記の書類を提示 してください。 なお、身分証明書は運転免許証等の 氏名及び生年月日 の記載があるもの に限りします。
第2次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格点 総合順位		受験者本人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 身分証明書 代理人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 委任状及び委任者（受験者） の身分証明書の写し ・ 代理人の身分証明書

- (注)
- ・ 職務能力試験については、得点に代えて判定結果をお示しします。
 - ・ 試験実施日に受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

● 主な勤務条件

- (1) 初任給の例 (令和6年3月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

採用時の年齢	職務経験	初任給例
31歳	9年	282,440円
41歳	19年	317,745円
51歳	29年	339,250円

(注)・ 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。

- (2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(4.50月分)などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (3) 勤務時間等(勤務場所により別の定めとなる場合があります。)

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、**公式X(旧:Twitter)**または**公式LINE**により、お知らせします。

(公式X(旧:Twitter)のフォロー・LINEの登録は10ページ<情報コーナー>をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

● 令和5年度実施結果

令和5年度秋実施試験の結果です。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

試験区分		受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
技術	土木	19	6	3.2
	建築	4	2	2.0
	機械	14	5	2.8
	電気	16	5	3.2

● その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 第1次試験会場

第1次試験会場は、市内の大学等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。
ぜひご覧ください！

<https://www.recruit.city.nagoya.jp/>



◇ 「名古屋市職員総合案内-技術職-」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、
業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！

<https://www.city.nagoya.jp/jinji/page/0000046200.html>



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

試験についての「よくある質問」も掲載しています。
ぜひご覧ください！

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/65-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



◇ X（旧：Twitter）（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。
フォローをお待ちしております！

https://twitter.com/nagoyashi_saiyo



◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録して
ください。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000147769.html>

